

千葉市廃棄物処理施設での廃棄物の受入れに関し指示する事項の取扱要綱

本要綱は、千葉市廃棄物処理施設（以下「市処理施設」という）の管理運営等に支障をきたさないよう市処理施設に搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物の受入れに関し必要な事項等を定めるものとする。

1 一般廃棄物の受入れに関し指示する事項

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第15条に規定する受入基準により、市長が一般廃棄物の受入れに関し指示する事項は次のとおりとする。なお、本要綱は、市民等が市処理施設に一般廃棄物を自己搬入する場合においても適用する。

(1) 可燃物及び不燃物の受入れに関し指示する事項

可燃物（搬入先：清掃工場）

可燃物の種類	受入れに関し指示する事項
厨芥・雑芥類	再生可能なものを除く 再生可能なものを除く 太さ10cm長さ50cm以下にして束ねる 1/4に裁断する。ただし、1/4に裁断していないものであっても、1日の持ち込み枚数が10枚以下のときに限り、受け入れる。 1/4に裁断する。ただし、1/4に裁断していないものであっても、1日の持ち込み枚数が10枚以下のときに限り、受け入れる。 市長の指示に従うこと
紙類	
布類	
木・板類	
タタミ	
フトン・マット類	
野菜屑	
飼料屑	
花屑	
皮革類	
その他市長が認めたもの	

不燃物（搬入先：最終処分場）

不燃物の種類	受入れに関し指示する事項
燃えがら ガラスくず及び陶磁器くず その他市長が認めたもの	安定無害化したもので含水率80%以下のもの 再生可能なビンを除く 市長の指示に従うこと

搬入する一般廃棄物は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ア 千葉市内で発生したものであること
- イ 有毒性、引火性、爆発性及び感染性の恐れのないこと
- ウ 著しく悪臭を発しないこと

エ 上記の他、市処理施設でのごみ処理に支障をきたさないものであること

(2) 月あたりの搬入できる量

同一の事業者が搬入できる可燃物及び不燃物の量は、それぞれ月平均6トンを基準とし、それ以上のものについては、自己処理に努めるものとする。

(3) 搬入指示及び注意事項

- ア 処分地使用申請書(様式1、様式2又は様式3)により申請すること。
- イ 廃棄物は、搬入先の施設ごとに分別すること。
- ウ 廃棄物の飛散等の恐れがある場合は搬入車両等をシートカバーで必ず覆うこと。
- エ 処分地使用申請書の有効期間は、申請後1か月以内とする。

2 産業廃棄物の受入れに関する事項

千葉県市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第21条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(平成5年10月1日千葉県告示279-2号)」に定めるとおりとし、市処理施設への搬入にあたっては以下の指示する事項に従うこととする。

(1) 可燃物及び不燃物の受入れに関し指示する事項

可燃物(搬入先:清掃工場)

可燃物の種類	受入れに関し指示する事項
紙くず 木くず 繊維くず 食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物で前処理をしたもの その他市長が認めたもの	再生可能なものを除く 太さ10cm長さ50cm以下にして束ねる かんなくず・おがくず等は袋詰めにする 再生可能なものを除く テープ・ロープ・ひも状のものは切断する 市長の指示に従うこと

不燃物(搬入先:最終処分場)

不燃物の種類	受入れに関し指示する事項
燃えがら ガラスくず及び陶磁器くず その他市長が認めたもの	安定無害化したもので含水率80%以下のもの 再生可能なビンを除く 市長の指示に従うこと

搬入する産業廃棄物は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ア 千葉市内で発生したものであること

- イ 有毒性、引火性、爆発性及び感染性の恐れのないこと
- ウ 著しく悪臭を発しないこと
- エ 再生可能なものを含まないこと
- オ 千葉市内の中小事業の事業者で排出者自ら上記の産業廃棄物を市処理施設へ搬入することについてあらかじめ市長に届け出て、その指示を受けていること
- カ 上記の他、市処理施設でのごみ処理に支障をきたさないものであること

(2) 月あたりの搬入できる量

- ア 1日平均200キログラム以下とし、これをあわせて1か月6トン以下とする。
- イ 上記アの基準によることが実情にそぐわない場合は、1か月20立方メートル以下とする。

(3) 搬入指示及び注意事項

- ア 処分地使用申請書(様式1、様式2又は様式3)により申請すること。
- イ 廃棄物は、搬入先の施設ごとに分別すること。
- ウ 廃棄物の飛散等の恐れがある場合は搬入車両等をシートカバーで必ず覆うこと。
- エ 処分地使用申請書の有効期間は、申請後1か月以内とする。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

なお、要綱の名称を「千葉市が処理する廃棄物の受入基準の取扱要綱」から「千葉市廃棄物処理施設での廃棄物の受入れに関し指示する事項の取扱要綱」に改める。